

■ 幼児教育・保育無償化について

1. 幼児教育・保育無償化とは

2019年10月に幼児教育・保育無償化が開始されました。3歳から小学校に就学するまでの児童および、「保育の必要性のある」非課税世帯の0歳から2歳までの児童が無償化の対象となります。

無償化の対象となるためには別途施設等利用給付認定が必要となります。

なお、無償化となる範囲は保育の必要性の有無や、利用施設により異なります。

2. 無償化に伴う施設等利用給付認定について

(1) 施設等利用給付認定区分

お子さんの年齢や保育の必要性の有無、利用している施設により3つにわかれます。

無償化の対象となるためには下記の認定を受ける必要があります。

対象となる方	施設等利用給付認定
「保育の必要性のない」従来制度の幼稚園を利用している方	新1号認定
「保育の必要性がある」が、2号認定で保育所や認定こども園・幼稚園を利用できない3歳児クラス以上の方	新2号認定
(非課税世帯のみ)「保育の必要性がある」が、2号・3号認定で保育所や認定こども園を利用できない0~2歳児クラスの方	新3号認定

*2号・3号認定のお子さんは施設等利用給付認定を受けることはできません。

*施設等利用給付認定には「保育必要時間」の区分はありません。

*以下の方については施設等利用給付認定の手続き不要で無償化の対象となります。

- ①保育所・認定こども園(2号・3号)を利用している方
- ②認定こども園・新制度幼稚園(1号)を利用している「保育の必要性のない」方

(2) 保育の必要性があると認められる事由

保育の必要な事由	支給認定の有効期間
就労 恒常的に月64時間以上の就労時間(休憩時間を含む)で日常の家事以外の仕事をしている場合 *フルタイム・パートタイム・夜間・居住内労働等のすべての就労、を含みます。	*雇用期限のある仕事をされている場合は、支給認定の有効期間が短くなる可能性があります。
妊娠・出産 出産前後の場合	次のうち、いずれか短い期間 (ア) 小学校就学前まで (イ) 支給認定証発効日から、出産日の8週間後の日の属する月末まで
保護者の疾病・障害 病気、負傷、障害がある場合	小学校就学前まで(最長)
介護・看護 同居の親族を常時介護または看護している場合	
求職活動 すでに64時間未満で就労している場合、および就労「内定中」の場合	次のうち、いずれか短い期間 (ア) 小学校就学前まで (イ) 支給認定証発効日から90日が経過する日が属する月の末日まで (市の指定する期日までに勤務にかかる保育を必要とする事由証明書の提出が必要です)
就学 学校または職業訓練校に通学している場合 (通信教育は含まず)	次のうち、いずれか短い期間 (ア) 小学校就学前まで (イ) 支給認定証発効日から保護者の卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
育児休業取得中の継続利用(兄・姉が対象) すでに別の事由で新2・新3号認定認定がある場合のみ対象(新規で新2号・新3号認定を受ける場合は該当しません。復職後に「就労」の事由で申請してください。)	育児休業取得期間中

【幼児教育・保育無償化について】

(3) 施設等利用給付認定の手続き

①認定区分ごとの必要書類については下記のとおりです。

認定区分	提出書類
新1号認定 「保育の必要性のない」従来制度の幼稚園を利用している方	□子育てのための施設等利用給付認定申込書
新2号認定 「保育の必要性がある」が、2号認定で保育所や認定こども園・幼稚園を利用できない3歳児クラス以上の方	□子育てのための施設等利用給付認定申込書 □保護者全員分の保育を必要とする事由証明書（妊娠出産の場合は母子手帳のコピー（保護者氏名と分娩予定日のわかるページ））
新3号認定 （非課税世帯のみ）「保育の必要性がある」が、2号・3号認定で保育所や認定こども園を利用できない0～2歳児クラスの方	□子育てのための施設等利用給付認定申込書 □保護者全員分の保育を必要とする事由証明書（妊娠出産の場合は母子手帳のコピー（保護者氏名と分娩予定日のわかるページ）） □（豊中市で課税状況がわからない場合）保護者全員の課税証明書

②認定にかかる書類の提出日と認定開始月については下記のとおりです。

認定にかかる各書類提出日	適用開始月
当月末日まで	次月から認定

*ただし、新規入所者の場合、入所日までに提出があれば入所日から認定します。

*提出日までに認定にかかるすべての必要書類が揃っていることが必要です。

(4) 世帯状況・利用施設ごとの認定区分および無償化の範囲

世帯の状況	利用している施設	クラス年齢ごとの支給認定イメージ			無償化の範囲
		0～2歳児クラス 満2歳まで 満3歳		3～5歳児クラス	
課税世帯 保育必要事由あり	【保育所】(3号・2号) 【認定こども園】(3号・2号)	3号	2号	2号★	3歳児クラス以上：2号保育料 ※2歳児クラスに属する満3歳の2号認定は無償化対象外
	【認定こども園】(1号) 【新制度の幼稚園】(1号)		1号★	1号★+新2号★	満3歳：1号保育料 3歳児クラス以上：1号保育料+預かり等月11,300円まで
	【従来制度の幼稚園】		新1号★	新2号★	満3歳：月25,700円まで* 3歳児クラス以上：月25,700円まで+預かり等月11,300円まで *ただし国立大学付属幼稚園は月8,700円まで+預かり等月11,300円まで
	【認可外保育施設】				3歳児クラス以上：月37,000円まで
非課税世帯 保育必要事由あり	【保育所】(3号・2号) 【認定こども園】(3号・2号)	3号★	2号★		0～5歳まで：保育料
	【認定こども園】(1号) 【新制度の幼稚園】(1号)		1号★+新3号★	1号★+新2号★	0～2歳まで：3号保育料 満3歳(1号+新3号)：1号保育料+預かり等月16,300円まで 3歳児クラス以上(1号+新2号)：1号保育料+預かり等月11,300円まで
	【従来制度の幼稚園】		新3号★	新2号★	満3歳(新3号)：月25,700円まで+預かり等月16,300円まで 3歳児クラス以上(新2号)：月25,700円まで+預かり等月11,300円まで *ただし国立大学付属幼稚園は月8,700円まで+預かり等月11,300円まで
	【認可外保育施設】				満3歳まで(新3号)：月42,000円まで 3歳児クラス以上(新2号)：月37,000円まで
事由なし 保育必要	【認定こども園】(1号) 【新制度の幼稚園】(1号)		1号★		満3歳以上：1号保育料
	【従来制度の幼稚園】		新1号★		満3歳以上：月25,700円まで* *ただし国立大学付属幼稚園は月8,700円まで

従来の認定 新たな認定（従来との併用含む）

* 図のうち★が無償化の対象となります。

* 無償化の給付を受けるためには、必要な認定に加えて、利用施設が無償化の対象施設となっていることが必要です。

* 「預かり等」とは…新3号認定や新2号認定の預かり部分については、施設の預かり保育の提供が不十分（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満または開所日数年200日未満）と認定された場合、上限の範囲内で認可外保育施設等を利用することができます。

* 無償化となる「預かり保育料」の計算方法は下記のとおりです。

預かり保育料が無償化の対象となる場合は、下記 a b c のうち一番低い額が給付されます。

c.の月額上限が給付されるとは限りませんのでご注意ください。

a. $450 \text{円} \times \text{その月に利用した日数の合計額}$ 、b. その月に実際に支払った金額 、c. $\text{月額上限（新2号 11,300円、新3号 16,300円）}$

* その他、保育必要性に関わらず、3歳児以上就学前までの児童の児童発達支援の利用者負担額は無償となります。

(5) 無償化の対象となる認可外サービス

下記に該当する場合でも施設やサービスが無償化となるための手続きを市町村へ行っていない場合は無償化の対象となりません。無償化対象施設かどうかは施設のある市町村へお問い合わせください。

- ①認可外保育施設
- ②ベビーシッター
- ③一時保育事業
- ④病児保育事業
- ⑤ファミリーポートセンター事業（送迎のみは無償化の対象外）

3.無償化の給付方法

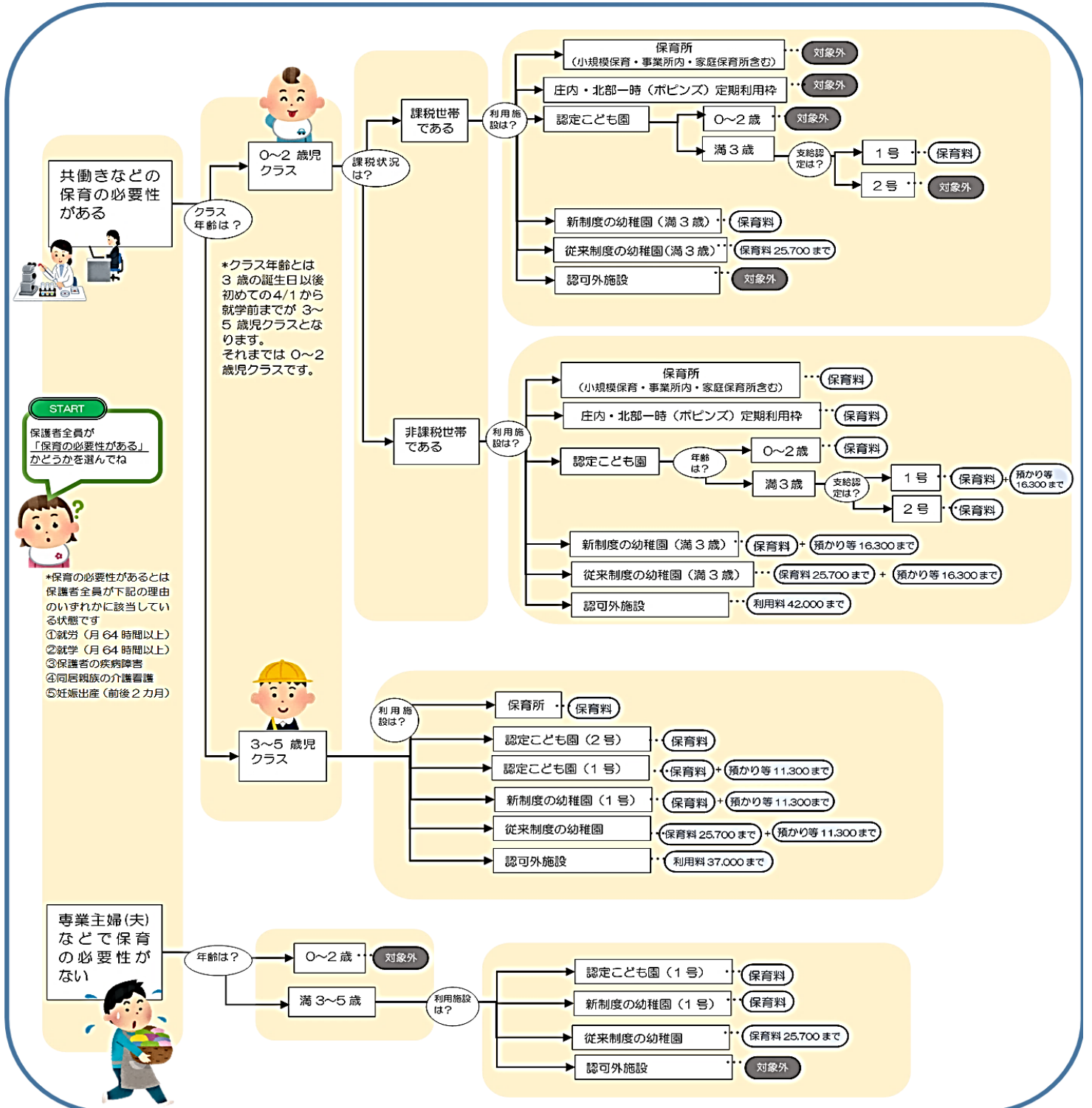
利用するサービスにより、無償化対象部分を初めから支払う必要がなくなる「代理受領」と、一旦保護者が立て替えて支払いし、後から無償化対象部分の給付を受ける「償還払い」のいずれかで無償化を実施します。

利用施設	給付方法
保育所・認定こども園・幼稚園の基本保育料【従来制度幼稚園は上限あり】	代理受領
認定こども園・幼稚園の預かり保育料（新2号・新3号）【上限あり】	償還払い
認可外保育施設・ベビーシッター・一時保育事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業【上限あり】	償還払い

*ただし以下の費用は無償化対象外となります。園独自の上乗せ徴収費（特定負担額）、制服・帽子・用品代などの実費徴収、行事費、通園送迎費用、食材料費（主食費・副食材料費）*副食材料費については免除制度あり。詳細は P.23 参照

4.参考（無償化対象フロー図）

図中の  部分が無償化の対象となります。



無償化の対象となるためには、手続きが必要な場合があります。

[幼児教育・保育無償化について]

5.無償化に伴う各サービスの併用について

里帰り出産等による複数のサービスが必要な場合、サービスの組み合わせによっては併用利用が可能なものがあります。下表でご確認ください。

現在利用中の施設・サービス	利用中の認定区分	里帰り先等で利用希望するサービス及び併用利用の可否（○：利用可、×：利用不可）		
		保育所*・認定こども園・新制度幼稚園	従来制度幼稚園 (里帰り先等で利用するためには市へ届け出が必要です。)	認可外施設* ・一時保育等
保育所※1	2・3号	×	○ (無償化の給付なし)	○ (無償化の給付なし)
認定こども園	1号	×	○ (無償化の給付なし)	○ (無償化の給付なし)
	2・3号	×	○ (無償化の給付なし)	○ (無償化の給付なし)
	新2号	×	○ (無償化の給付なし)	○ (無償化の給付なし)
	新3号	×	○ (無償化の給付なし)	○ (無償化の給付なし)
新制度幼稚園	1号	×	○ (無償化の給付なし)	○ (無償化の給付なし)
	新2号	×	○ (無償化の給付なし)	○ (無償化の給付なし)
	新3号	×	○ (無償化の給付なし)	○ (無償化の給付なし)
従来制度幼稚園	新1号	×	○ (無償化の給付なし)	○ (無償化の給付なし)
	新2号	×	○ (無償化の給付なし)	○ (無償化の給付なし)
	新3号	×	○ (無償化の給付なし)	○ (無償化の給付なし)
預かりが十分でない と認定された従来制度幼稚園 (梅花幼稚園 ・音大付属幼稚園)	新1号	×	○ (無償化の給付なし)	○ (無償化の給付なし)
	新2号	×	○ (無償化の給付なし)	○ (現在利用中の預かり保育とあわせて月11,300円まで無償化の対象)
	新3号	×	○ (無償化の給付なし)	○ (現在利用中の預かり保育とあわせて月16,300円まで無償化の対象)
認可外施設※2 ・一時保育等	新2号	○ (2号認定を受けて利用。そのため現在利用中の認可外は無償化対象外) ※別途広域入所の手続きが必要	○ (ただし現在利用中の認可外は無償化対象外)	○ (現在利用中の施設・サービスとあわせて月37,000円まで無償化の対象)
	新3号	○ (3号認定を受けて利用。そのため現在利用中の認可外は無償化対象外) ※別途広域入所の手続きが必要	○ (ただし現在利用中の認可外は無償化対象外)	○ (現在利用中の施設・サービスとあわせて月42,000円まで無償化の対象)

※1 保育所には小規模事業・事業所内保育所含む

※2 認可外施設のうち、企業主導型施設(地域枠)は除く(他のいかなる施設を利用した場合も無償化対象外です。)